

# 東広島市農業委員会令和3年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月26日(金) 午前9時30分から10時26分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 21人

## 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
14	古川國昭	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	岡本義則	15	原茂正	24	瀬戸則昭

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 清水 寿昭 委員 4番 窪田 恒治 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第13号 農業振興地域の整備に関する法律第13条1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について（別紙1）

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 17 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による規定による農地転用届出の専決処  
について  
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 13 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 14 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課係長	柴 田 幸 治	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査	堀 田 誠	

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任	豊 田 宏	
------------------	-------	--

議 長	<p>それでは、これより令和3年3月総会を開会いたします。          これからは、着席の上、議事進行をさせていただきます。          じゃあ、座らせてもらいます。          在任委員数24人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。          次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。          東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番清水委員さん、4番窪田委員さんを指名いたします。          次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。          会期は、令和3年3月26日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年3月26日1日限りといたします。          これより日程第3の議案審議に入ります。          初めに、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。          なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
豊田主任	<p>それでは、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明させていただきます。          これより着席してご説明をさせていただきます。          本案は、本年1月に受付をしました農業振興地域の農地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。          今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、主な概要をご説明させていただきます。          議案の2ページをお開きください。          農用地区域からの除外についてでございます。          本案においては、一般住宅や携帯電話基地局を目的とした3件の申出に基づきまして390㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従いまして庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。          なお、各申出地における土地改良事業の有無については3ページをご確認ください。          その結果、一覧表にある3件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。          続いて、4ページをお開きください。          農用地区域への編入についてでございます。          本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした2件の申出に基づきまして2,659㎡を編入しようとするものでございます。いずれも農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。          なお、今回の変更に関しましては、用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては6ページに記載しておりますので、適宜ご確認をお願いいたします。          以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。          これより質疑に入ります。          ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p>

議 長	議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 豊田主任、退室 >
議 長	次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和 田 主 任	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第14号について説明いたします。 今月は28件の申請がありました。内訳は9ページに記載のとおりです。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、31-1について説明します。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、32-2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人の現住所は●●となっておりますが、本申請地から約2km離れた●●の妻の実家で家族と同居しており、その住宅を拠点として農業に従事され、米、野菜などを出荷されています。申請地においては、ゴボウ、長芋、レンコンなどの野菜を作付予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、33-3でございます。 親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、また経営地1,086㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。 続いて、34-4と35-5について関連しますので、一括して説明します。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、36-6でございます。 公用廃止による売却のため、所有権を移転するものです。申請地は、平成元年頃まで道路及び水路として利用されていましたが、道路改良事業に伴いその機能を果たさなくなったもので、現況も田となっております。隣接農地の所有者である譲受人が農地として耕作を続けられました。長年未整理の状態だったのですが、このたび公用廃止の手続が取られ、譲受人への売却が決定したものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、37-7でございます。 親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、38-8でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、39-9でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、40-10と41-11について関連しますので、一括して説明します。</p>

和田主任

交換のため、所有権を移転するものです。交換により、受人、渡人共に作業効率がよくなるため、申請するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、42-12でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。現在、隣接地で農地法第5条の許可を受けた転用事業を進められておりますが、その際に境界を直線で分筆し、所有農地の一部を提供したことから、その代替として本申請地を取得しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、43-13でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、44-14でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、45-15でございます。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、46-16でございます。

兄弟間の贈与により、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、47-17でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付していますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地977㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、48-18でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、また経営地5,086㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、49-19でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付していますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地770㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、50-20でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社員をされています。食の安全に関心があり、自家用の野菜を作りたいと思い、農地付の空き家を空き家バンクで探していたところ、農地が家からも近く、耕作しやすい当地で新規就農を決めたものです。申請地では、トマトやナス、ピーマンなど季節野菜を作付予定であり、技術習得については、書籍やインターネットを通じて知識を深めたいと考えておられます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年2月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、51-21でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社員をされています。現在、●●の借家にお住まいですが、果樹栽培にチャレンジしたいという思いがあり、農地付の空き家を空き家バンクを通じて探したところ、希望に見合う物件であったことが

和田主任	<p>ら、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、ユズを作付予定であり、市園芸センター主催の果樹生産講座を受講される予定で、収穫したユズは直売所やインターネットを利用した消費者への直接販売などを検討されています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年2月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、52-22でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、53-23でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、54-24でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、55-25でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、56-26でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、57-27でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、58-28でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社役員をされています。勤務地は●●ですが、現在はリモートワークも増え、自宅での時間も増えたことから、以前からの希望であった農業をしながらの田舎暮らしを決意するに至り、農地も家から近く、耕作がしやすい当地を見つけ、新規就農を決めたものです。申請地では、水稻を作付予定であり、畑ではジャガイモやタマネギなどの野菜を作付する予定です。農機具については、渡人から一式を譲り受ける予定で、使用方法などは長年農業を営んでいる親戚に教えてもらいながら耕作に取り組む予定です。農業技術の習得については、近隣の知人から学び、また農業講習会などに積極的に参加したいと考えておられます。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、28件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
古本委員	<p>8番古本です。</p> <p>32-2の所有権移転の案件ですが、以前から受人はここを耕作をもう始められております。それで、写真のほうは今表土を剥いどる状態なんですけど、排水が悪いので、今排水の溝を掘っていると。そのような状況で、もう終わつとるとは思うんですけど、特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>なお、議案第14号の事案のうち、3ページ、(31)-1については、黒川委員さんが関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p>

議 長	関係者分を先に審議することとしますので、黒川委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。
	< 黒川委員、退室 >
議 長	それでは、議案第14号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第14号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員の賛成ですので、議案第14号の事案のうち、関係者分については、許可することに決定いたします。 それでは、黒川委員さん、入室をお願いいたします。
	< 黒川委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど許可することに決定した事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の事案のうち、関係者分以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の10ページをお願いいたします。 議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明させていただきます。 11ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 まず、申請番号8-1は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、国道●●号と●●の交差点から●●に向かって●●へ約1kmほど進んだ第2種農地で、申請者はこの隣地にお住まいの方でございます。申請者の墓地は、現在申請地近くの山中にあり、高齢のため管理が困難となっているため、住宅に隣接するこの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、墓地の経営に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 次に、申請番号9-2は、●●における共同住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の北側、こちらにある●●から●●方面へと約1km進んだ調整区域内の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、高齢により営農を継続することが困難になっているため、このたび申請地において共同住宅を経営することとし、転用許可申請をされたものでございます。こちら一部ちょっと農地に水路が入っておりますけれども、これは雑地として転用とさせていただいております。なお、開発行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員から必要性があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

	＜ なし ＞
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津 山 主 任	<p>それでは、総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第16号について説明します。</p> <p>今月は16件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の16ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>43-1について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に居住され、会社を経営されています。このたび、受人が経営する会社所有のビルのテナント用駐車場について、現在賃借中の駐車場を返却することとなり、ビルに隣接する本申請地を駐車場として使用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>44-2について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、借家に居住されていますが、このたび母が所有する実家の隣接地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>3-3について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●で借家に居住されています。このたび、子供も成長し、手狭となったため、実家に近い本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。なお、農振農用地除外済みです。</p> <p>続いて、46-4から48-6は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業等を営む会社です。このたび、市街化区域に隣接する本申請地に建売住宅30棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>49-7について説明します。</p> <p>倉庫及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、中古住宅を購入し、近接する本申請地を倉庫及び駐車場用地として使用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。</p> <p>50-8、51-9は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、50-8は●●の東に位置し、51-9は●●の北東に位置する第2種農地です。なお、申請番号50-8は法面形成により、また申請番号51-9は山林が隣接しており、有効活用面積は小さくなっています。</p> <p>52-10、53-11は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、52-10は●●の南西に位置し、53-11は●●の北に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、54-12について説明します。</p>

津山主任	<p>資材置場への転用事案です。受人は●●に居住され、建築士として●●と●●に事務所を置き、不動産業等を営まれています。このたび、事務所の所在地から利便の良い本申請地を事業用の資材置場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第3種農地です。</p> <p>55-13について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●で借家に居住されています。受人は●●で教授をされており、このたび申請地隣接の住宅を購入し、隣接する本申請地を自宅用及び勉強会開催用の駐車場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。</p> <p>56-14について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南位置する第2種農地です。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、57-15について説明します。</p> <p>残土処分場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業等を営む会社です。このたび、本申請地を残土処分場として許可後5年間一時転用しようとするものです。転用後は、法面部分となる場所を除き、畑として復元する計画です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。なお、土砂埋立行為の事前協議については、担当部局に協議済みです。</p> <p>58-16について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。受人は、申請地から直線距離で約860mの位置に事業所を持ち、現在は事業所から近い市街化区域内に資材置場を借りておられます。このたび、借地している場所が開発されることに伴い返却しなければならず、資材置場として新たに利用可能な場所を求められました。受人には自ら所有する土地がなく、申請に当たり市街化区域内を検討されましたが、資金的に折り合える場所がなく、大型車両の通行が可能で人家や通学路をできるだけ避けて検討された結果、集団農地の端である山際に位置し、周辺営農に支障を生ずるおそれがなく、これまで獣害などで耕作されてこなかった本申請地をやむなく選定され、申請されています。申請地は、●●の東に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（または業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>以上の16件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号46-4から48-6、52-10、57-15、58-16については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員から必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの(46)-4から14ページの(48)-6までと15ページの(52)-10、16ページの(57)-15、(58)-16については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、</p>

	<p>13ページの(46)－4から14ページの(48)－6までと15ページの(52)－10、16ページの(57)－15、(58)－16については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第17号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂見主任主事	<p>議案第17号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の18ページ、最後のページをご覧ください。</p> <p>畑1筆、226㎡、合計も同じでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から北東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第17号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第17号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第11号から報告第14号について事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第11号から報告第14号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をしたものでございます。</p> <p>そのうち、私からは報告第11号から報告第13号までを説明させていただきます。</p> <p>なお、内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第11号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用につきましては、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページから6ページまでをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は11件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第13号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>ます。</p> <p>8ページから10ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は14件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議 長	どうぞ。
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、私からは報告第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分したものでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項は11ページからとなります。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただきました農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、八本松町米満の農地につきまして、13ページの下に掲載しておりますように、田13筆、畑2筆、合計15筆を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をいただいております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。事務局からありましたら、またお願いします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
古 川 委 員	<p>23番古川です。</p> <p>3月10日に女性部会として農機具等安全取扱講習会をいたしました。皆様お手元にこの資料があると思いますので、詳しいことはそれ見ていただきたいと思います。それで、たくさんのご応募がありまして、皆さん一生懸命にお話を聞いてくださり、実際に機械を使って、管理機を使って畑をすくうということもしましたが、皆さん本当一生懸命に、残ってまでも教えてもらっている方もいらっしゃいました。それで一つ残念なことが、草刈り機が実演できなかったということです。機械はありましたが、草がもうありませんでしたので、草を刈るということができませんでした。だから、来年もぜひやりたいので、草を生やしといてくださいねとお願いして帰ってまいりました。また来年もやろうと思いますので、また皆さんのご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、私からは令和3年度の総会スケジュールについてご説明を申し上げます。</p> <p>お配りしております資料に令和3年度東広島市農業委員会総会スケジュールという資料をご覧ください。</p> <p>来月4月以降の総会の開催予定日及び開催時間について記載しておりますので、参考にいただければと思います。なお、今回お配りしております資料につきましては、予定日、日時のみを記載しております。開催場所につきましては、会議室の確保状況等により変更をする可能性がありますことから、総会開催の前にお送りさせていただきます通知文にてご案内させていただきますので、ご了承をいただくようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他ありませんでしょうか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、大月会長職務代理者から次回の総会についてご報告をお願いいたします。</p>

大 職務代理者	月 議	失礼いたします。次回4月総会は、4月28日水曜日、午前10時から本庁3階の303号室で予定しております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。
議 長	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、以上で3月総会を閉会いたします。</p> <p>お気をつけてお帰りください。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長)      3番 清水 寿昭 委員      4番 窪田 恒治 委員